

宍粟市新病院整備工事実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定
公募型プロポーザル実施要領

第1 一般事項

1 目的

公立宍粟総合病院（以下「宍粟総合病院」という。）は、播磨姫路圏域北部の中核病院として、また市内唯一の病院として地域の医療を守る役割を担ってきた。

しかしながら、施設の老朽化・狭隘化が進んだことにより、多様化する医療ニーズに十分に対応することが難しくなってきた。そのため、令和2年10月に新病院整備に係る基本構想を、翌年12月に同基本計画を策定した。

これらを踏まえて、令和4年4月に設計業者を選定し、今般、基本設計をまとめたところである。

今後は、基本設計において取りまとめた事業スケジュールを遅延させることなく、かつ、ローコストでの本病院の建設を確実なものとするを目的に、施工者の立場からの高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れるため、「設計段階から施工者が関与する方式」

（以下「ECI方式」という。）を採用し、実施設計技術協力事業者（施工予定者）を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

2 用語等の定義

(1) 技術協力事業者（施工予定者）

技術協力事業者（施工予定者）（以下「施工予定者」という。）とは、発注者と技術協力業務に係る委託契約を締結した者を指し、実施設計時において、発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を同等以上としコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）並びに施工実施方針を実施設計に反映させるため、発注者及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計完了後は、宍粟市新病院整備工事（以下「本工事」という。）の見積り合わせを行い、発注者が決定した予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する予定の者をいう。

(2) 選定委員会

選定委員会とは、本プロポーザルにおいて、最優秀者、次点者等の選定を、公平かつ公正に進めるために設置する宍粟市新病院整備工事実施設計技術協力事業者（施工予定者）に係る宍粟市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）をいう。

(3) CMr

CMrとは、コンストラクションマネージャーであり、発注者を支援する者をいい、発注者が必要と認める場合には、関係打合せに参画する。

(4) 三者協議会

発注者、設計者及び施工予定者の三者により組織し、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案、VE提案、施工実施方針等の採否を検討し、採用となったものを、実施設計に反映させるための組織をいう。

3 施工予定者選定の概要

(1) 発注者

宍粟市長 福元 晶三

(2) 選定方式

企業が持つ高度な技術を設計に反映させるため、VE提案及び技術提案（以下「技術

提案等」という。)を求め、参加申込書を提出した者(以下「申込者」という。)から提出された、VE提案採用後の概算工事費及び技術提案等を総合的に評価し、最優秀提案事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(3) 選定委員会

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を「最優秀提案事業者」として選定する。選定に当たっては、選定委員会にて審査を行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは「原則公開」で行い、選定委員会の審査は、会議の公平性の確保及び円滑な運営のため「非公開」とする。

選定委員会の委員は、施工予定者の選定後に公表する。

(4) 審査の公表

審査の結果は、プレゼンテーション及びヒアリング参加者全員に通知するとともに、宍粟総合病院ホームページに公表する。

4 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、最優秀提案事業者と「(別紙1)基本協定書(案)」、最優秀提案事業者及び設計者と「(別紙2)パートナーシップ協定書(案)」を取り交わし、協議が整った後、「宍粟市新病院整備工事実施設計技術協力業務」(以下「技術協力業務」という。)の委託契約を締結する。
- (2) 技術協力業務委託契約締結後の最優秀提案事業者は、「施工予定者」となる。
- (3) 発注者、設計者及び施工予定者は、本プロポーザル及び実施設計時に施工予定者から提案された技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、三者協議会を組織する。
- (4) 発注者は、実施設計業務完了後に、施工予定者と見積り合わせを行い、その金額が、基本協定締結時の合意金額(原則、VE提案採用後概算工事費見積金額とする。以下「合意金額」という。)、かつ、発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって工事請負契約を締結する。
- (5) 最優秀提案事業者が、その決定後、技術協力業務の委託契約締結までに「第1、10参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、基本協定書及びパートナーシップ協定書は締結しないものとする。また、既に基本協定書及びパートナーシップ協定書を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の委託契約は締結しないものとする。
- (6) 施工予定者が、技術協力業務委託契約締結後に、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく申立てがなされる等、発注者が施工予定者との本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、発注者は、技術協力業務の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、施工予定者は優先交渉権を失い、締結された基本協定書及びパートナーシップ協定書は、その効力を失うものとする。
- (7) 発注者は、最優秀提案事業者と基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わせない、又はその効力を失った場合、若しくは技術協力業務委託契約を締結できない場合は、最優秀提案事業者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、受注の意向を確認した上で協議を行い、新たな最優秀提案事業者として(1)~(4)の手続きを行う。
- (8) 施工予定者と工事請負契約を締結できない場合は、施工予定者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、受注の意向を確認し

た上で協議を行い、技術協力業務委託契約の締結及び設計内容の修正を行い、価格等の協議が成立した者と工事請負契約を締結するものとする。なお、最優秀提案事業者及び新たな最優秀提案事業者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。

- (9) 施工予定者は、技術協力業務の中で、構造又は設備等のV E提案において、施工予定者の所有する特許技術を使用した技術提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、「その他の設計者」として技術提案を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用に起因し、何らかの損害賠償責任が発生した場合は、その責任は提案を行った施工予定者が負担するものとする。

5 工事の概要

(1) 工事の規模・内容

ア 主要用途	病院（病院棟、会議室棟、保育所棟他）
イ 工事種別	新築工事
ウ 構造	基本設計図書及び発注図書（以下「基本設計図書等」という。）に記載のとおり
エ 規模	基本設計図書等に記載のとおり
オ 工事範囲	建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調調和設備工事 昇降機設備工事、外構工事、造成工事、その他付帯工事一式
カ 工期	工事請負契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで（予定）
キ 別途工事等	調剤薬局、研修医等宿舍、太陽光発電設備、地下水利用システム、医療機器等

(2) 敷地の概要

ア 工事場所	兵庫県宍粟市山崎町中比地 39 番 6 ほか
イ 敷地面積	約 39,000 m ² 基本設計図書等に記載のとおり
ウ 敷地要件	無指定非線引き都市計画区域
エ その他	基本設計図書等に記載のとおり

(3) 総工事費参考価格（総工事費上限額の目安）

11,969,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 総工事費上限額の決定については、発注者が基本協定書及びパートナーシップ協定書締結の際に行う。ただし、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算の減額又は否決があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があるものとする。

6 設計業務等の関係者

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 実施設計業務受託者 | 株式会社安井建築設計事務所 |
| (2) 設計CM業務受託者 | 株式会社プラスPM |
| (3) 開院支援業務受託者 | シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング株式会社 |

7 事務局

公立宍粟総合病院新病院整備室
〒671-2576 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢93番地
電話 0790-62-2410（代表）
電子メールアドレス seibishitsu@shiso-hp.jp

8 技術協力業務の概要

施工予定者となった者は、三者協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

(1) 業務名称

宍粟市新病院整備工事実施設計技術協力業務

(2) 委託限度額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 履行期間

技術協力業務委託契約締結日の翌日から建設工事請負契約締結日まで

(4) 業務内容

- ア 実施設計全般に対する技術検証
- イ 施工実施方針及び施工計画の作成
- ウ 技術情報（本プロポーザルで採用された技術提案等含む。）等の提出
- エ 技術提案（本プロポーザルで採用された技術提案等含む。）及び設計補助
- オ コスト管理支援
- カ 関係機関との協議資料作成支援
- キ 三者協議会への出席
- ク 発注者の要望に応じた各種データ、資料等の作成と提供
- ケ 発注者が指示する会議体の記録作成
- コ 近隣説明補助
- サ 業務の成果報告書の作成
- シ 材料見本による各所材料選定及び確認支援
- ス 別途発注する付属棟、設備工事との調整、施工実施方針の作成
- セ その他必要となる調査・支援業務等

(5) その他

- ア 詳細な業務の内容は、（別紙 4）宍粟市新病院整備工事実施設計技術協力業務特記仕様書を参照すること。
- イ 本業務を受注した場合の業務委託料の見積書を、一次審査資料の提出期限までに参考様式で提出すること。

9 実施スケジュール及び書類の提出方法

(1) 実施スケジュール（予定）は、次表のとおりとする。

区分	項目	日程・期間
実施要領等公表から1次審査	公告及び実施要領等の資料を宍粟総合病院ホームページに掲載	令和5年4月12日（水）
	参加申込に関する質問の提出期間（電子メールで提出）	令和5年4月12日（水）公告から 令和5年4月19日（水）16時まで
	基本設計図書の配付（貸与）期間（事務局にて配付）	令和5年4月12日（水）9時から
	参加申込に関する質問回答（ホームページに掲載）	令和5年4月24日（月）
	参加申込書等の提出期間（持参又は郵送で提出）	令和5年4月12日（水）公告から 令和5年4月28日（金）16時まで
	1次審査に関する質問の提出期間（電子メールで提出）	令和5年4月24日（月） 令和5年4月28日（金）16時まで

区分	項目	日程・期間
	参加資格確認結果通知 (電子メールで通知)	令和5年5月12日(金)
	1次審査に関する質問回答 (ホームページに掲載)	令和5年5月12日(金)
	1次審査資料の提出期限	令和5年5月29日(月)16時まで
	1次審査の結果通知 (電子メール及び書面で通知)	令和5年6月14日(水)
技術提案書等審査	発注図書の配付(貸与)期間 (事務局にて配付)	令和5年5月12日(金)9時から
	技術提案書及びVE提案書等に関する質問の提出期間 (電子メールで提出)	令和5年6月14日(水)9時から 令和5年6月23日(金)16時まで
	技術提案書及びVE提案書等に関する質問回答 (宍粟総合病院ホームページに掲載)	令和5年7月11日(火)まで
	技術提案書のうち、VE提案提出期間	令和5年7月24日(月)9時から 令和5年7月26日(水)16時まで
	VE提案提出内容聞き取り	令和5年8月4日(金)
	VE提案書の採否通知 (電子メールで通知)	令和5年8月16日(水)
	技術提案書及びVE提案書等の提出期間 (VE提案を除き、VE提案採用前後概算見積内訳書を含む。) (持参又は郵送で提出)	令和5年8月29日(火)9時から 令和5年9月4日(月)16時まで
	プレゼンテーション・ヒアリング	令和5年9月中旬
	最終審査結果通知・公表 (郵送及びホームページで公表)	令和5年9月下旬
	基本協定書及びパートナーシップ協定書	協定書の締結
技術協力業務委託契約	契約の締結	令和5年10月上旬
工事請負契約	契約の締結	令和6年7月下旬

- (2) 本プロポーザルの参加申込が完了した者には、上記実施スケジュールの日程で、(様式9) 秘密保持に関する誓約書と引き換えに、基本設計図書等をDVD-Rにて貸与する。なお、貸与したDVD-Rは別途指定する期日までに返却のこと。
- (3) 参加申込書、技術提案書等の提出物は、実施スケジュールに記載の日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から16時まで(12時から13時までを除く。)に事務局まで持参にて提出、又は郵送で提出としている場合は、記載の日までに配達証明付き一般書留にて必着とすること。
- (4) 上記実施スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加申込等があった者に通知するとともに、宍粟総合病院ホームページに掲載する。

10 参加資格要件

本プロポーザルへの申込は、単体企業及び共同企業体いずれも可能とし、参加資格要件の基準日は公告日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それに

よるものとする。

単体企業及び共同企業体の代表構成員となる企業は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。ただし、下記(1)から(6)については共同企業体の全構成員が満たすこととする。なお、参加資格確認結果通知により参加資格を有した者が、参加資格確認結果通知後から最終審査結果通知までの間に、(1)から(14)のいずれかの条件を満たさなくなった場合は、本プロポーザルの参加資格を喪失するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく宍粟市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと。（更生（再生）手続開始決定後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。）
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき営業停止処分期間中でないこと。
- (4) 宍粟市指名停止基準（平成17年4月1日基準）に基づき入札参加資格指名停止を受けていないこと。
- (5) 「第1、6設計業務等の関係者」と、資本金面若しくは人事面において、次に掲げる事項に該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(7) 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の関係

その他ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 宍粟市における令和5年度の建築一式工事の入札参加資格を有すること。なお、共同企業体の代表者でない構成員については、入札参加資格（建築一式工事）格付区分Aランク、かつ、経営事項審査結果通知における建築一式工事に係る総合評価値が1,000点以上であること。
- (7) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (8) 本プロポーザルの公告時点において、経営事項審査結果通知における建築一式工事に係る総合評価値が1,600点以上であること。
- (9) 元請負人として平成20年1月以降に完成した延床面積12,000㎡以上、かつ、一般病床数140床以上の規模で、免震構造の国内の病院の新築又は増築工事の施工実績を有すること。なお、増築の場合にあつては、増築部分が12,000㎡以上、かつ、一般病床数140床以上の規模で免震構造のものに限る。（共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員を対象とする。）
- (10) 次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

- イ 平成20年1月以降に完成した延床面積 10,000 m²以上、かつ、一般病床数 120 床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事の実施設計業務において、管理技術者又は意匠主任技術者として従事した経験、又は施工業務において、監理技術者若しくは主任技術者として従事した経験を有すること。なお、増築の場合にあっては、増築部分が延床面積 10,000 m²以上、かつ、一般病床数 120 床以上のものに限る。
- ウ 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (11) 本工事を契約した場合、本工事の契約日の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。
- ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
- ウ 平成20年1月以降に完成した延床面積 10,000 m²以上、かつ、一般病床数 120 床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事において、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。なお、増築の場合にあっては、増築部分が延床面積 10,000 m²以上、かつ、一般病床数 120 床以上のものに限る。
- エ 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (12) 技術協力業務期間において従事及び工事期間において専ら従事し、すべての関係者の窓口となり、対応・調整に当たるプロジェクト責任者を配置すること。
- ア 本業務に支障がなければ、技術協力業務期間においては、他の業務と兼務しても差し支えない。
- イ 技術協力業務責任者、監理技術者及び現場代理人との兼任ができるものとし、その場合必要な資格要件は、技術協力業務責任者又は監理技術者それぞれに必要な資格要件と同一の資格要件とする。
- ウ 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (13) その他、配置技術者等の実績等は以下による。

凡例：○必須又は可能 △：必要に応じて出席、発注者の指示による ×：不可又は不要

区分		技術協力 各種会議体 の出席	本業務内 の兼務可否	保有資格	病院実績 要否	備考
技術協力業務責任者		○	○	一級建築士又は一級 建築施工管理技士	○	プロジェクト責 任者、現場代理 人及び監理技術 者との兼務可
技術協力担当者	建築	○	○	一級建築士	×	技術協力業務責 任者との兼務可
	構造	△	×	構造設計一級建築士	×	
	電気	△	×	設備設計一級建築士 又は建築設備士	×	
	機械	△	×		×	
	積算	△	×	建築積算士	×	
区分		工事期間 各種会議体 の出席	本業務内 の兼務可否	保有資格	病院実績 要否	備考
建設工事	現場 代理人	○	○	一級建築士又は一級 建築施工管理技士	×	監理技術者との 兼務可 所属する建設業 者との間に3か 月以上の直接的 な雇用関係があ ること

	監理技術者	○	○	一級建築士かつ監理技術者資格者(※)又は一級建築施工管理技士かつ監理技術者資格者(※)	○	工事期間中は専任
区分		全期間 主要な会議体 の出席	本業務内 の兼務可否	保有資格	病院実績 要否	備考
プロジェクト責任者		○	○	技術協力業務責任者 又は監理技術者と同 一の資格	○	技術協力業務責任者、現場代理人及び監理技術者との兼務可

※ 監理技術者資格者とは、監理技術者資格証及び監理技術者講習会終了証を有するものをいう。

(14) 共同企業体に関する事項は、以下のとおりとする。

ア 結成方法は、自主結成とする。

イ 構成員の結成方式は、共同施工方式（甲型）とする。

ウ 構成員数は2又は3社とし、各構成員の出資比率は、2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。

エ 代表構成員の出資比率は、構成員の中で最大とする。

オ 各構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員になることができない。

カ 単体企業として参加する者は、共同企業体の構成員になることはできない。

11 評価項目及び配点表

実績評価、評価項目及び各配点表は、以下のとおりとする。

(1) (別表1) 実績・簡易技術提案評価及び配点表

共同企業体による受注実績の場合、各項目の評価の対象となるものは、代表構成員としての実績に限るものとする。

(2) (別表2) 技術提案等評価項目及び配点表

12 本プロポーザル参加の留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係るすべての費用は参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(3) 実施要領の変更

本プロポーザルに関する事項について変更が生じた場合は、宍粟総合病院ホームページに掲載するとともに、既に参加申込等があった者に通知する。

第2 参加申込

1 参加資格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認に係る提出書類を作成し、「第1、9 実施スケジュール及び書類の提出方法」に該当する期限までに提出すること。

(1) 提出書類及び留意事項

参加資格確認に係る提出書類及び留意事項は、以下のとおりとする。

ア (様式1) 参加資格要件チェックリスト

(ア) 様式の確認欄にチェックを行い、確認書類とともに提出すること。

イ (様式3) 又は (様式4-1) 参加申込書

- (ア) 単体で参加申込の場合は(様式3)を、共同企業体で参加申込の場合は(様式4-1)を提出すること。

ウ (様式4-2) 特定建設工事共同企業体委任状兼使用印鑑届

エ (様式4-3) 特定建設工事共同企業体協定書(甲)

オ (様式5) 施工実績確認書(会社実績) 及び添付書類

- (ア) 「第1、10参加資格要件」を満たす実績を記載すること。
- (イ) コリンズ((一財)日本情報総合センターによる工事实績情報登録)登録がある場合は、写しを添付すること。登録が無い場合又はコリンズの写しのみでは参加要件の実績を証明することができない場合は、契約書(工事名称、工期、発注者、請負者の確認できる部分)及び平面図、特記仕様書等の内容で参加要件の実績が確認できる図書を添付し、参加要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすいようにすること。

カ (様式6-1) 技術協力業務責任者の経歴等及び添付資料

- (ア) 技術協力業務を契約締結した場合の技術協力業務責任者を記載すること。
- (イ) 「第1、10参加資格要件」を満たす経歴等を記載すること。
- (ウ) 記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの(健康保険証等)の写し及び実績の内容を証明する書類を添付すること。なお実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- (エ) 技術協力業務責任者の変更は原則認めない。ただし、事故等のやむを得ない事由(病気・死亡等特別な場合)により、技術協力業務責任者の変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有すると発注者が認める者を配置すること。

キ (様式6-2) 監理技術者の経歴等及び添付資料

- (ア) 本工事を契約締結した場合の監理技術者を記載すること。
- (イ) 「第1、10参加資格要件」を満たす経歴等を記載すること。
- (ウ) 記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの(健康保険証等)の写し及び実績の内容を証明する書類を添付すること。なお実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- (エ) 監理技術者の変更は原則認めない。ただし、事故等のやむを得ない事由(病気・死亡等特別な場合)により、監理技術者の変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ、当該技術者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者を配置すること。

ク (様式6-3) プロジェクト責任者の経歴等及び添付資料

- (ア) 技術協力業務を契約締結した場合のプロジェクト責任者を記載すること。
- (イ) 「第1、10参加資格要件」を満たす経歴等を記載すること。
- (ウ) 記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの(健康保険証等)の写し及び実績の内容を証明する書類を添付すること。なお実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- (エ) プロジェクト責任者の変更は原則認めない。ただし、長期にわたる本事業の特性により、交代が必要と見込まれる場合、又は事故等のやむを得ない事由(病気・死亡等特別な場合)により、プロジェクト責任者の変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ、当該責任者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者を配置すること。

ケ (様式6-4) 配置技術者名簿及び添付資料

- (ア) 各資格証の写しを添付すること。(カ、キ、クで添付した書類を除く。)

コ (様式6-5) 業務実施体制図

(7) 技術協力業務期間及び本工事を契約締結した場合におけるそれぞれの期間の企業としてのバックアップ体制を含めた配置予定技術者等の業務実施体制を簡潔な図表やダイアグラム等を用いて記載すること。

サ (様式9) 秘密保持に関する誓約書

シ 共通事項

(7) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

(1) 提出書類は、片面のみの使用とすること。

(2) 提出部数

正 各1部

様式ごとに指定された添付の書類を順番にまとめ、A4縦のフラットファイル(左綴じ)に綴ること。(A3の書類がある場合はZ折りで綴じ込むこと。)また、フラットファイルの背表紙と表表紙に「(会社名)参加申込提出書類」と表記し、とじ込み各提出書類には、仕切り紙を挟みインデックスを貼り、分かり易いようにまとめること。

※ 提出書類は、電子データでも提出すること。なお、データ形式は、オリジナル形式及びPDF形式(以下「指定データ形式」という。)とし、必ず、ウイルス対策を実施したうえで、CD-R若しくはDVD-Rに保存し、1部提出すること。

2 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、「第1、9実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに電子メールで申込者に通知する。

3 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、発注者に対して、参加資格がないと認められた理由について、書面により、次のとおり説明を求めることができる。

(1) 提出期限

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、書面(任意様式)により発注者に対し説明を求めることができる。

(2) 回答期限

前項に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、書面により行う。

(3) その他

(1)による書面は、事務局まで持参とする。

第3 基本設計図書等の貸与

基本設計図書を本プロポーザルの参加資格を確認した者に対し、発注図書を参加資格確認結果通知を行った者に、(様式9)秘密保持に関する誓約書と引き換えに、DVD-Rにて貸与する。

(1) 貸与日は、「第1、9実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載のとおりとする。

(2) 貸与場所は、事務局とする。

(3) 貸与したDVD-Rは、技術提案書等提出時に返却すること。

第4 参加申込・1次審査に関する質問及び技術提案書・VE提案書等に関する質問と回答

1 質問の提出期間

「第1、9実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載のとおりとする。

2 質問の提出方法

参加申込及び1次審査に関する質問は、(様式2)参加申込・1次審査に関する質問書、技術提案及びVE提案に関する質問は、(様式10)技術提案書・VE提案書等に関する質問書に記載の上、事務局にマイクロソフト社製のエクセル形式で送信すること。なお、電子メールの件名は、参加申込及び1次審査に関する質問は、「【ECI】(会社名) 宍粟市新病院整備工事施工予定者選定公募型プロポーザル(参加申込・1次審査質問書)」とし、技術提案書及びVE提案書に関する質問は、「【ECI】(会社名) 宍粟市新病院整備工事施工予定者選定公募型プロポーザル(技術提案書・VE提案書等質問書)」とすること。また、電子メール送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

3 質問に対する回答

「第1、9実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限までに、宍粟総合病院ホームページに掲載する。ただし、参加資格を満たすことが確認できた者が5者以下の場合で、1次審査を実施しない場合は、1次審査に関する質問の回答は行わない。

4 その他

- (1) 参加申込に関する質問、1次審査に関する質問、技術提案及びVE提案等に関する質問は、それぞれ参加1事業者に対し1回限りとし、追加の質問は認めない。
- (2) 技術提案書・VE提案書等に関する質問への回答は、本プロポーザルに関する資料の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、質問内容で会社名がわかるものは記載しない。
- (3) 技術提案書・VE提案書等に関する質問は、原則、基本性能・構造に関する質問のみとし、それ以外の質問には回答しない場合がある。(基本性能・構造に関わらない質問は、実施設計段階での技術協力事項とする。)

※「基本性能に関わる質問」の定義

病院の診療環境、患者環境及び医療従事者の働く環境に影響のある事項、建築及び建築設備の品質、コスト、スケジュールに影響のある基本性能についての質問をいう。なお、数量の指示を求める質問は「基本性能に関する質問」には含まれない。

※「構造に関わる質問」の定義

基本設計図書等に示す構造の考え方について、技術提案、概算積算及び減額案の立案を目的に設計意図を確認する質問をいう。

第5 1次審査

1 1次審査の実施

発注者は、参加資格を満たすことを確認できた者に対し、実績評価と簡易技術提案評価(以下「1次審査用技術提案書」という。)に基づき、2次審査に参加できる者(5者程度)の選定を目的として1次審査を実施する。なお、参加資格を満たすことを確認できた者が5者以下の場合、1次審査を実施しない。

- (1) 1次審査は、選定委員会が行う。
- (2) 1次審査は、(別表1)実績・簡易技術提案評価及び配点表に基づき実施する。
- (3) 1次審査の実施の有無に関わりなく、(別表1)実績・簡易技術提案評価及び配点表の

うち、簡易技術提案を除いた評価点は、2次審査の評価点とする。

2 提出書類及び留意事項

(1) 1次審査に係る提出書類及び留意事項は、以下のとおりとする。

ア (様式7) 1次審査用技術提案書(表紙)

イ (様式8) 1次審査用技術提案書

(ア) 1次審査用技術提案書は、「第6、2技術提案書の作成、(1)実施設計段階の実施方針に関する提案、(2)施工段階の実施方針に関する提案及び(4)宍粟市内事業者の活用に関する提案」の技術提案書での提案に向けた考え方を簡潔に記載すること。(A3判：計2枚)

(イ) 1次審査用技術提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット(全角)を記入すること。

(ウ) 1次審査用技術提案書は、指定の枚数の範囲内で作成し、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。

(エ) 1次審査用技術提案書に記載の文字の大きさは10ポイント以上とする。(イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は、当該部分を評価できないことがある。)

(2) 提出部数

正 各1部

(様式7) 1次審査用技術提案書(表紙)及び(様式8) 1次審査用技術提案書を順番にまとめ、Z折りで、左上2箇所をステープラー(ホチキス等)留めし、提出すること。

※ 提出書類は、電子データでも提出すること。なお、データ形式は、オリジナル形式及びPDF形式(以下「指定データ形式」という。)とし、必ず、ウイルス対策を実施したうえで、CD-R若しくはDVD-Rに保存し、1部提出すること。

副 各9部

(様式8) 1次審査用技術提案書を順番にまとめ、左上1箇所をステープラー(ホチキス等)留めしたうえで、A3の書類は二つ折りで提出すること。なお、申込者が特定できるような表現は、申込者が特定できない表記への置き換え又は黒塗りとする。

3 1次審査結果の発表

(1) 1次審査の結果は、「第1、9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限までに1次審査用技術提案書類を提出した者に対して電子メールにて通知するとともに、書面により、2次審査に参加できる者に対して技術提案書提出要請書を送付する。なお、1次審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 第1項の規定により1次審査を実施しない場合は、「第1、9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限に関わらず、速やかに、1次審査用技術提案書類を提出した者に対して電子メールにて通知するとともに、書面により、2次審査に参加できる者に対して技術提案書提出要請書を送付する。

第6 技術提案書及びVE提案書等の提出

1 技術提案書及びVE提案書等の目的、提出期間、提出書類

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

(1) 提出期間

「第1、9実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限までに提出すること。

(2) 提出書類

技術提案書等の審査に係る提出書類は、以下のとおりとする。

ア (様式11) 技術提案書(表紙)

イ 技術提案書及びVE提案書

(ア) (様式12-1) 実施設計段階の実施方針に関する提案(A3判:計3枚以内)

(イ) (様式12-2) 施工段階の実施方針に関する提案(A3判:計3枚以内)

(ウ) (様式12-3) 工期短縮及び工程遵守に関する提案(A3判:計1枚)

(エ) (様式12-4) 宍粟市内事業者の活用に関する提案(A3判:計1枚)

(オ) VE提案

a(様式13) VE提案総括表(A3判:計1枚)

b(様式14) VE提案書(A3判:VE提案数の枚数)

ウ(様式15) VE提案採用前概算工事費見積書

エ(様式16) VE提案採用前概算工事費見積内訳書

オ(様式17) VE提案採用後概算工事費見積書

カ(様式18) VE提案採用後概算工事費見積内訳書

キ 内訳明細書(任意書式)

ク 上記ア～キを指定データ形式で記録したDVD-R

ケ 第3で貸与したDVD-R

コ 技術提案書の概要版(公表用資料)(任意様式、A3判2枚程度、及び指定データ形式で記録したDVD-R)

※ 最優秀提案事業者に選定された場合、技術協力業務委託契約締結までに提出すること。

2 技術提案書の作成

技術提案書は、次の(1)から(4)のテーマについて作成すること。

(1) 実施設計段階の実施方針に関する提案

実施設計段階において実施、実現できる効果的で具体的な取り組みとして、ア～オのテーマについて提案すること。

ア ECI発注のメリットを活かせる手法について(発注者、設計者、CMr及び医療コンサルタントと円滑にコミュニケーションを図る手法を含む。)

イ 技術協力業者として病院特有の設計品質を確保及び品質向上を実現するための取組について(配置予定技術者の業務実施体制を含む。)

ウ 実施設計段階のコスト増加を抑制するコストコントロール手法について

エ 基本設計内容に対して改善を図る提案について(3項目まで)

オ 脱炭素社会の実現及びその他環境配慮への貢献につながる設計手法について

(2) 施工段階の実施方針に関する提案

施工段階において実施、実現できる効果的で具体的な取り組みとして、ア～カのテーマについて提案すること。

ア 工事中のコスト増加を抑制するコストコントロール手法について

イ 施工を円滑に進めるために行う発注者をはじめ関係者(周辺住民を含む。)とのコミュニケーション手法について

ウ 施工品質を確保するための体制及び手法について(建築、構造、設備、その他病院特有及び本事業特有の品質)

エ 竣工後の建物品質を維持するための提案について（施設の維持管理や修繕を容易にするための工夫・提案及びサポート体制を含む。）

オ 別途工事との調整方法について

カ 工事情報の市民への公開方法について

(3) 工期短縮及び工程遵守に関する提案

4週8閉所を原則とし、法令を遵守し、かつ、品質、安全性を確保した上で工期短縮を実施、実現できる効果的で具体的な取り組みと、その短縮工期の工程表を作成し提案すること。また、工程表は、基本設計図書等と比較し、ポイントについて分かりやすく説明すること。なお、工期を短縮した場合でも、VE提案採用後概算工事費見積書からの増減はないものとする。

(4) 宍粟市内事業者の活用に関する提案

宍粟市内事業者の活用について、実施、実現できる効果的で具体的な取り組みとして、ア～ウのテーマについて提案すること。

ア 1次から3次下請工事の発注など、市内建設事業者を積極的に活用する手法について

イ 市内企業等からの建材資材、日用品等の調達計画について

ウ ア及びイの履行を確認するための有効なモニタリング手法について

※ 共同企業体の構成員の受注金額は含めないものとする。

※ 市内建設事業者とは、市内に本店、支店及び営業所を有する建設業法における建設業許可業者をいう。（許可業種は問わない。）

※ 市内企業等とは、市内に本店、支店及び営業所を有する企業及び個人事業主をいう。

3 技術提案書作成の留意事項

(1) 技術提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。

(2) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で作成し、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。

(3) 技術提案書に記載の文字の大きさは10ポイント以上とする。（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は、当該部分を評価できないことがある。）

(4) 技術提案書に記載された提案は、技術提案書のヒアリング、審査等を通じて採用され、その結果、本プロポーザルの参加者が施工予定者として選定された場合には、施工予定者は、技術提案書に記載した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、技術協力業務の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

4 VE提案書の作成

VE提案書は、次のとおり作成すること。

(1) (様式13) VE提案総括表

提出されたすべてのVE提案の総括表として様式13を提出すること。

(2) (様式14) VE提案書

ア VE提案ごとにA3判、1枚にまとめ提出すること。

イ 記載する内容は、次のとおりとする。

(ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案目的

- (イ) VE提案が採用された場合の概算工事費のコスト削減金額（諸経費、消費税及び地方消費税を含む。）及びランニングコスト削減額（20年相当概算金額、根拠資料含む。）
- (ウ) 発注者が別途発注する関連工事との関係やスケジュール等に与える具体的影響
- (エ) 工業的所有権等の排他的権利（特許権等）を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
- (オ) 同時成立しない減額提案番号
- (カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項及びその対策

(3) 諸経費

ア 諸経費はVE提案ごとに計上すること。

(4) 物価変動や社会情勢の変化に伴う金額の変更

ア VE提案書、VE提案採用前概算工事費見積内訳書及びVE提案採用後概算見積内訳書の提出後の物価変動や社会情勢の変化に伴う金額の変更については、リスク負担・分担表に基づき、建設工事請負契約後の協議対象事項であるため、技術協力期間中の工事金額算出に当たっては、物価変動を見越した金額ではなく、見積時点の金額で算出すること。

5 VE提案書作成の条件

(1) VE提案の内容

VE提案の内容は、ア～ウのとおりとする。

- ア 予定される削減効果額は、工事費が300万円（諸経費、消費税及び地方消費税を含む。）以上の項目とし、最大20件以内とすること。なお、ランニングコストが増減する場合はその概算金額を示すこと。
- イ 工期の短縮、構造性能の向上、設備計画の合理化、工事の安全性の向上、その他仕様の変更による機能の向上及び安全性・合理性に資する計画・施工方法に関する提案を広く求める。
- ウ 医療機能に関連する提案は認めない。

(2) VE提案の範囲

次に該当するものは、原則としてVE提案の対象とすることができない。ただし、該当する場合であってもライフサイクルコストの削減や建築物等の機能・性能・品質の向上の観点から、総合的により大きな効果が得られると認められる場合についてはこの限りではない。

- ア 基本設計図書等に示す機能・性能・品質が低下するもの
- イ 配置計画、平面計画、外観デザイン、階構成、運用動線に大幅な変更を伴うもの
- ウ 構造性能の低下を伴うもの
- エ 設備計画に大幅な変更を伴うもの
- オ 設計スケジュールの大幅な遅延を伴うもの
- カ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む。）の延長を伴うもの
- キ 工事中の騒音・振動が増加するもの
- ク 環境負荷が増大するもの
- ケ 防災性・安全性が低下するもの（工事中を含む。）
- コ 維持管理の困難さやメンテナンスコストの大幅な増加をもたらすもの
- サ VE提案の採用により、技術提案が成立しなくなるもの
- シ 本工事範囲から別途発注工事への工事範囲変更や事業全体のコストが低減にならないもの

- ス 法令等に抵触する恐れのあるもの
- セ その他適正な履行がなされない恐れのあるもの

(3) VE提案の具体的な考え方

ア 配置計画に関わるもの

- (ア) 土地利用、建物配置計画は変更できない。
- (イ) 駐車台数は、基本設計図書等に示す台数以上とする。

イ 面積・高さに関わるもの

- (ア) 延床面積は、基本設計図書等に示す数値を基準として削減する提案は不可とする。
- (イ) 建築物の高さ、最高高さは、基本設計図書等に示す高さを基準とし、日影規制等の法的規制内とする。
- (ウ) 主要諸室の天井高は、諸室リストに示す数値以上とする。

ウ 平面計画に関わるもの

- (ア) 主要諸室のレイアウト及び間仕切り壁の位置は、原則として変更できない。
- (イ) 主要諸室の面積は、基本設計図書等の面積を概ね満足するものとし、柱の形状や寸法の変更に伴う微修正は可能とする。

エ 構造計画に関わるもの

- (ア) 基本設計図書等に示す耐震安全性の目標を遵守すること。
- (イ) 構造形式（本館：免震構造）は変更できない。ただし、免震システム材料の変更は可能とする。
- (ウ) 設計用床積載荷重、地震荷重、風荷重、積雪荷重の設計条件の変更やスパン割の変更（微修正は可能）はできない。

オ 設備計画に関わるもの

- (ア) 基本設計図書等に示された各設備条件（機能、性能、品質）を下回らないこと。

カ その他

- (ア) 諸室リスト及び設備プロット図に示す諸室及び設備が備えるべき機能・性能を下回らないこと。
- (イ) 開発条件である敷地内及び雨水経路の位置変更等は不可とする。

6 VE提案書作成の留意事項

- (1) VE提案総括表及びVE提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。
- (2) VE提案は、VE提案1項目に対して1枚にまとめるものとし、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。
- (3) VE提案書は、各提案についての具体的な考え方を様式14の範囲内で記述すること。なお、文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。
- (4) VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業的所有権等の排他的権利（特許権等）を有する提案についてはこの限りでない。
- (5) 施工予定者は、技術提案書等のヒアリング、審査等を通じて採用されたVE提案について、当該VE提案をすべてVE提案採用後概算工事費見積書及び内訳明細書に反映させることとし、技術協力業務の期間中、当該VE提案採用後金額の変更は行わないものとする。ただし、施工予定者の責によらず上記のVE提案が実施設計に反映できない場合は、三者協議会に諮り、発注者にて当該VE提案とその採用金額の取り扱いを決定する。

7 VE提案の審査及び採否通知

- (1) VE提案の審査は、発注者、設計者等関係者が行う。
- (2) VE提案は、施工の確実性、安全性、経済性（工事費等削減効果）等の総合的な視点で、採用可能（○）、条件付き採用可能（△）、不採用（×）を判定する。
- (3) VE提案採否の通知は、ヒアリングの後、参加者それぞれに電子メールにて通知する。
- (4) 上記(2)において採用を決定し、提案者が採用したVE提案の合計金額をVE提案採用金額とする。
- (5) VE提案採否の通知日は、「第1、9 実施スケジュール及び書類の提出方法」のとおりとする。

8（様式15）VE提案採用前概算工事費見積書の作成の留意事項

諸経費、消費税及び地方消費税を含む金額を記載する。

9（様式16）VE提案採用前概算工事費見積内訳書の作成の留意事項

- (1) 様式は5つのシートに分かれているので、すべて入力すること。
- (2) 交付した様式のフォーマットは変更しないこと。該当する項目がない場合は、適宜、類似の項目に算入するものとし、備考欄に説明を加えること。ただし、概算主要数量一覧表の電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事の項目については、記載している材料を拾うものとし、仕様ごとに適宜名称の変更や行を増やすことは差し支えない。
- (3) 概算主要数量一覧表（建築）の数量の算出が出来ない項目は、行は削除しないで、算出不可等の記載をすること。
- (4) 技術提案内容については、すべて見積に反映させること。

10（様式17）VE提案採用後概算工事費見積書作成の留意事項

諸経費、消費税及び地方消費税を含む金額を記載する。

11（様式18）VE提案採用後概算工事費見積内訳書作成の留意事項

- (1) VE提案採用後の数量、金額等とし、VE提案採用前概算工事費見積内訳書を赤字にて修正したものとする。
- (2) 様式は5つのシートに分かれているので、すべて入力すること。
- (3) 交付した様式のフォーマットは変更しないこと。該当する項目がない場合は、適宜、類似の項目に算入するものとし、備考欄に説明を加えること。ただし、概算主要数量一覧表の電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事の項目については、記載している材料を拾うものとし、仕様ごとに適宜名称の変更や行を増やすことは差し支えない。
- (4) 概算主要数量一覧表（建築）の数量の算出が出来ない項目は、行は削除せず、算出不可等の記載をすること。
- (5) 技術提案内容及び採用したVE提案については、すべて見積に反映させること。また、見積もり落ちがないよう、適切に積算すること。
- (6) VE提案の採否通知を受けて、見積もりに際し提案者が採用したものについては、その採否が分かるよう、VE提案の採否通知にその有無を記載し、提出すること。

12 内訳明細書の作成の留意事項

- (1) 内訳明細書の書式については、任意書式による。ただし、見積会社名、及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に出力すること。
- (2) 内訳明細書は、項目、内容、単位、数量、単価、金額を記載すること。

- (3) 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に反映させること。
- (4) 共通仮設工事及び直接仮設工事については一式計上をしないこと。
- (5) 価格調整など根拠のない一括値引き（出精値引き）は認めない。
- (6) 基本設計図書等に含まれている内容を承知したうえで、基本設計図書等に表記されていない場合でも、工事を完成するのに必要なすべての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、反映すること。

13 その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 発注者は、応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。
- (4) 施工予定者に選定されなかった者の技術提案書等に記載された提案（独自提案に限る。）については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。
- (5) 本プロポーザルにおいて採用されたV E提案については、提案者でなければ設計できない技術、若しくは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、確認申請上、提案者をその他設計者とすることに同意すること。なお、提案者が確認申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。
- (6) 注意事項
 - ア 技術提案及びV E提案については、審査を公平に行うため申込者が特定できるような表現は記載しないこと。
 - イ 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等、それぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。
 - ウ 提出された技術提案及びV E提案の内容について、事務局から意図を確認するため質疑を行う場合があるので、その際は速やかに回答を行うこと。
 - エ 提出された書類は、宍粟市情報公開条例（平成17年条例第17号）に基づき公開する場合がある。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示とする。

14 提出部数

- (1) 正 各1部
 - ア 「第6、1(2)」の提出書類のうち、イ(オ)を1部ずつ順にまとめ、A3横のフラットファイル（左綴じ）に綴ること。また、フラットファイルの背表紙と表表紙に「(会社名) V E提案」と表記し、とじ込み各提出書類には、適宜、仕切り紙を挟み、インデックスを貼り、分かり易いようにまとめること。
 - イ 「第6、1(2)」の提出書類のうち、アからキ（イ(オ)を除く。）を1部ずつ順にまとめ、A4縦のフラットファイル（左綴じ）に綴ること。（A3の書類がある場合はZ折りで綴じ込むこと。）また、フラットファイルの背表紙と表表紙に「(会社名) 技術提案書類」と表記し、とじ込み各提出書類には、適宜、仕切り紙を挟み、インデックスを貼り、分かり易いようにまとめること。
- ※ 提出書類は、電子データでも提出すること。なお、データ形式は、オリジナル形式及びPDF形式（以下「指定データ形式」という。）とし、必ず、ウイルス対策を実施した

うえで、CD-R若しくはDVD-Rに保存し、1部提出すること。

(2) 副 ア：各3部 イ：各10部

ア 「第6、1(2)」の提出書類のうち、イ(オ)を1部ずつ順にまとめ、A3横のフラットファイル(左綴じ)に綴ること。また、フラットファイルの背表紙と表表紙に「(会社名)VE提案」と表記し、とじ込み各提出書類には、適宜、仕切り紙を挟み、インデックスを貼り、分かり易いようにまとめること。

イ 「第6、1(2)」の提出書類のうち、アからウ及びオ(イ(オ)を除く。)を1部ずつ順にまとめ、左上1箇所をステープラー(ホチキス等)留めしたうえで、インデックスを貼り、分かり易いようにまとめ、折らずに提出すること。なお、申込者が特定できるような表現は、申込者が特定できない表記への置き換え又は黒塗りとする。

第7 プレゼンテーション及びヒアリング

1 実施方法

- (1) 提案者による提出書類の説明25分以内(プロジェクター使用等によるプレゼンテーション)と選定委員会による25分程度のヒアリングを行う。
- (2) プレゼンテーションは、本業務の技術協力業務責任者又は監理技術者が、提出された技術提案書により行うものとし、各自で用意したパソコンを用いて説明すること。なお、パソコン操作者の発言は認めない。また、追加資料等の配付は認めない。ただし、技術提案書に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙(パネル)、ビデオプロジェクターを使用することは可とする。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、技術協力業務責任者1名、監理技術者1名、各担当者のうちの2名及びパソコン操作者1名以内の合計5名以内とし、原則として、代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。
- (4) 提出された技術提案書を基に、実際に現場を担当する技術協力業務責任者等を中心に、自社の病院建設に対する能力や実績、熱意等及び技術提案の詳細、概算工事費等についてヒアリングを行う。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング順は、技術提案書類の提出のあった者から、事務局のくじ引きにより順番を決定する。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングは、「原則公開」とする。なお、「公開」の方法は、選定委員会で協議のうえ決定する。

2 実施場所・日時等

実施場所、実施日時、その他詳細については、後日、事務局より通知する。

3 その他留意事項

- (1) 参加者は、感染症対策のため、マスクを着用すること。また、病院入口にて手指消毒を行うこと。
- (2) 参加者は、当日はあらかじめ検温を行った上で来院すること。またその結果、37.5度以上の体温があった場合又は咳等の体調不良の症状がみられた場合は、プレゼンテーション及びヒアリングには参加できないものとする。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングに遅刻した場合又は出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (4) スクリーン、プロジェクター、ケーブル、延長コード及びHDMIオス→VGA変換アダプタは、当院のものを使用し、パソコンは提案者が用意すること。なお、当院の回線を使つてのインターネットへの接続は不可とする。

- (5) 審査は、公平を保つため、会社名を伏せて実施する。このため、説明時に自社の社名や、社名を連想させる事項を発言しないこと。また、会社名が特定できるような衣類やバッジ等を身に着けないこと。

第8 技術提案の審査及び評価方法

- (1) 技術提案の審査は、選定委員会が行う。
- (2) 技術提案の評価は、提出された技術提案の提案に求める内容ごとに審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングで確認した後に評価を行い、(別表2) 技術提案等評価項目及び配点表に定める配点を与える。
- (3) 配点は、出席した委員が評価した項目ごとの評価点を平均(小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで求める。)し、その合計を提案者の評価点とする。
- (4) 提案者の項目ごとの評価点から価格の評価点を除いた評価点の合計が、70点の60%に満たない場合は、当該提案者は失格とする。

第9 価格の評価方法

1 価格の評価(算出方法)

価格の評価は、提案者より提出された技術提案書のうち(様式15) VE提案採用前概算工事費見積書及び(様式17) VE提案採用後概算工事費見積書に記載された金額(提案価格)を用い、下記算式により評価点を計算する。(小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで)

参考見積提案率(%) = (VE提案採用後概算工事費 / 総工事費参考額(総工事費上限額の目安)) × 100

VE提案採用後概算工事費 = VE提案採用前概算工事費 - VE提案採用金額

価格 評価 点	(1) 【参考見積提案率 ≤ 85%】の場合 価格評価点 : 30点とする。
	(2) 【85% < 参考見積提案率 ≤ 100%】における評価点 【85% : 30点】と【100% : 10点】を通る直線式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。 価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x / a) + 10$ x : (参考見積提案率 - 85%) a = 15% b = 20点
	(3) 【100% < 参考見積提案率】における評価点 【100% : 0点】と【115% : -20点】を通る直線式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。 価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x / a)$ x : (115% - 参考見積提案率) a = 15% b = -20点

【例1】 参考見積提案率が95%である場合

$$x = (95.0 - 85.0) \% = 10.0\%$$

$$a = 15\% \quad b = 20 \text{ 点}$$

$$y = 20 \times (1 - 10.0 / 15.0) + 10 = 16.66 \text{ 点}$$

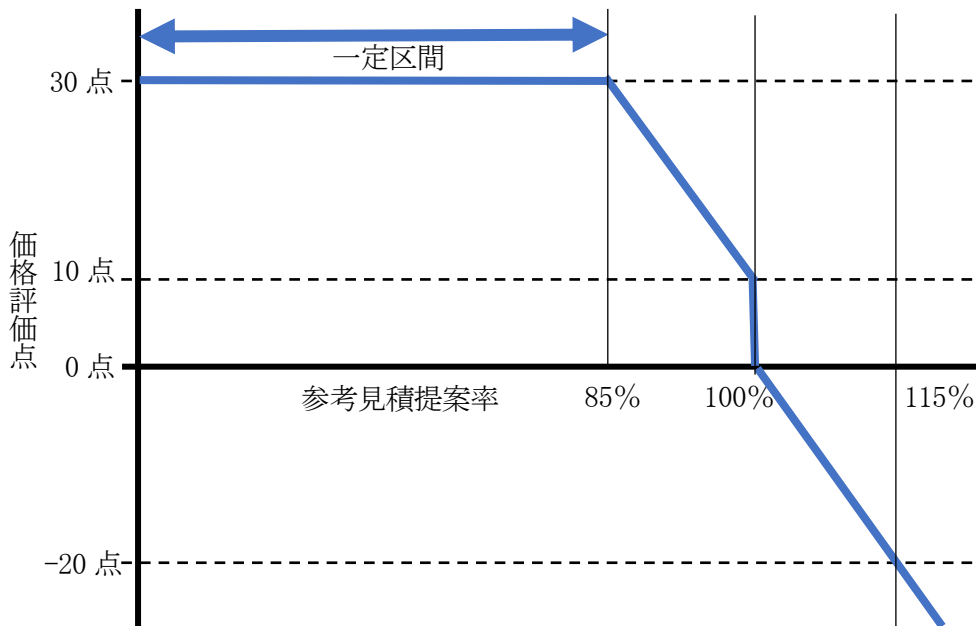
【例2】 参考見積提案率が105%である場合

$$x = (115.0 - 105.0) \% = 10.0\%$$

$$a = 15\% \quad b = -20 \text{ 点}$$

$$y = -20 \times (1 - 10.0 / 15.0) = -6.66 \text{ 点}$$

価格評価点のイメージは、以下のとおりとする。



第10 最優秀提案事業者の決定

- 各評価項目の合計点数が最も高い者について、最優秀提案事業者としてふさわしいかを選定委員会に諮り、認められた者を最優秀提案事業者として決定する。なお、評価点の合計点数の最も高い者が2者以上ある場合は、このうちVE提案採用後概算工事費が最も低い者を最優秀提案事業者とする。また、VE提案採用後概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。
- 最終審査結果の通知は、「第1、9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限までに書面により、参加者それぞれに通知するとともに、宍粟総合病院ホームページに掲載する。なお、最終審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

第11 基本協定書の締結

- 基本協定書の締結にあたり、発注者、設計者及び最優秀提案事業者は、以下の内容確認を行う。
 - 最優秀提案事業者より提出されたVE提案採用後概算工事費見積内訳書及び採用された内訳明細書（以下「明細書等」という。）の算出根拠及び考え方並びに妥当性
 - 明細書等に基づく、実施設計着手段階での設計仕様
 - 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための設計仕様及びフィードバック方法
 - 物価変動や社会情勢の変化に伴う工事請負代金の変更については、リスク負担・分担表に基づき、建設工事請負契約後の協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積もり合わせにおいては、物価変動を見越した金額ではなく、見積時点の金額で算出すること。
- 前項(2)の確認において、明細書等と想定される設計仕様に相違がある場合は、発注者、設

計者及び最優秀提案事業者にて協議し、必要に応じて設計仕様又は明細書等の修正を行う。

- 3 発注者、設計者及び最優秀提案事業者は、明細書等（修正された場合は、修正後の明細書等）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、合意金額以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。
- 4 技術協力業務期間における、発注者からの変更指示、予見不可能な事由に起因する変更及び社会経済情勢の変化による合意金額の変更については、別途協議するものとする。
- 5 発注者は、上記 1 から 4 における、確認、協議及び合意について、設計者及び最優秀提案事業者との調整を、CMr とともに行うこととする。

第 12 その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載、又は不正があった場合
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- (3) 公告日から最終審査結果の通知・公表が終了するまでの期間、審査委員に直接又は間接を問わず本件に関し故意に接触した場合
- (4) その他選定委員会が不適切と判断した場合

2 参加者数

参加者が 1 者の場合であっても本プロポーザルは実施するものとし、この実施要領に定める手続きにより「最優秀提案事業者」を選定することができるものとする。

3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、(様式 19) 辞退届を提出すること。

4 公表の範囲

本プロポーザルにおける事後公表の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 最終審査を行った技術提案者の名称（五十音順）
- (2) 最優秀提案事業者の名称
- (3) 技術提案者の評価点（最優秀提案事業者及びその他の提案者（合計点の高い順に、A 者、B 者等とアルファベット表記する。なお、参加者が 2 者の場合は、次点者の評価点は公表しない。)) 及び最優秀提案事業者の V E 提案採用後概算工事費
- (4) 最優秀提案事業者の技術提案書（概要版）（技術協力業務委託契約締結後に予定）
- (5) 審査結果の講評（技術協力業務委託契約締結後に予定）

5 施工予定者（受注者）の技術提案の履行に関する事項

技術提案に基づく提案内容について、実施設計完了後及び工事途中、工事完了後に、履行状況の確認を行う。履行確認の方法等については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。なお、受注者の責により、技術提案が履行されない場合又は履行を確認できない場合は、違約金として不履行部分に応じた金額を協議により徴収する。

6 リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、工事請負契約約款との齟齬がある場合には、工事請負契約約款を上位とする。

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者		備考	
				発注者	受注者		
共通	プロポーザル参加 手続き等リスク	1	プロポーザル時に発注者が提示するプロポーザル用資料の誤り	○			
		2	発注者の帰責事由により落札者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	○			
		3	受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合		○		
	制度 関連 リスク	法令関連 リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	△	△	契約前に確認できるものは受注者の負担
			5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
		許認可 等の取得	6	本工事の実施に当たって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
	社会 リスク	住民等 の要望 活動	7	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○		
			8	受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○	
		環境の 保全	9	受注者が行う業務全般に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○	
			第三者 賠償	10	発注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害	○	
		11		受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。)		○	
		12		本工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△	約款第28条による

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者		備考	
				発注者	受注者		
経済 リスク	物価の変 動	13	物価の変動	△	△	約款第25条に よる	
		債務 不履行 リスク	本業務の 中止延期	14	発注者の指示等による本業 務の中止、延期	○	
				15	上記以外の事由による本業 務の中止、延期(不可抗力 リスクを除く。)		○
			構成員 に関するリ スク	16	受注者の構成員及び協力 会社の業態悪化等に起因 し、本工事の実施が困難と なった又は遅延した場合		○
		不可抗力リスク		17	暴風、豪雨、洪水、高潮、 地震、地すべり、落盤、火 災、騒乱、暴動、その他の 自然的若しくは人為的な事 象による工事目的物への損 害	△	△
実施設計・ 施工段階	計画・ 設計 リスク	各種調 査リ スク	18	発注者が指示した現況図 等が現状と著しく異なっ ていた場合	○		
			19	受注者が実施した各種調 査等に不備があった場合		○	
		設計リ スク	20	発注者が提示した設計に 関する与条件又は設計図 書関連資料の内容に不備 があった場合	○		
			21	受注者が実施した設計に 不備があった場合		○	
		設計変 更リ スク	22	発注者の指示により、設計 図書関連資料と異なる内容 の設計変更を行ったこと による工事の遅延や工事費 用等の増加	○		
			23	受注者の事由によって設計 変更したことによる工事の 遅延や設計・工事費用等 の増加		○	
	用地 リスク	用地の 瑕疵	24	事業用地の土壌汚染、埋 蔵物等による計画・設計変 更又は工事費用等の増加	△	△	契約前に確認で きるものは受注 者の負担
		地盤・地 質状況 の差異	25	過去の調査では予見不可 能な地質・地盤状況の結 果、工法・工期等に変更が 生じた場合	○		
	施工 リスク	工事完 了の遅 延	26	発注者の帰責事由により契 約期日までに施設整備が 完了しない場合	○		
			27	受注者の帰責事由により契 約期日までに施設整備が 完了しない場合		○	

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者		備考
				発注者	受注者	
	工事費増減	28	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
		29	受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
	要求水準等未達	30	完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	
	施工による損害	31	施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○	
		32	引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○	

○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。

(別表1)実績・簡易技術提案評価及び配点表

評価項目		評価基準		配点	最大得点	
会社実績	工事実績	平成20年1月以降の工事完成実績	延床面積 15,000 m ² 以上かつ一般病床数 200 床以上の規模で、 <u>免震構造</u> の国内の病院の新築又は増築工事の施工実績(増築の場合にあつては、増築部分が 15,000 m ² 以上かつ一般病床数 200 床以上の規模で免震構造のものに限る。)	4	4	
			延床面積 12,000 m ² 以上かつ一般病床数 140 床以上の規模で、 <u>免震構造</u> の国内の病院の新築又は増築工事の施工実績(増築の場合にあつては、増築部分が 12,000 m ² 以上かつ一般病床数 140 床以上の規模で免震構造のものに限る。)	2		
技術協力業務責任者の能力	工事等実績	平成20年1月以降に実施設計業務における管理技術者又は主任技術者、施工業務における監理技術者又は主任技術者として従事した工事等完成実績	延床面積 12,000 m ² 以上、かつ、一般病床数 140 床以上の規模で、 <u>免震構造</u> の国内の病院の新築又は増築工事の施工実績(増築の場合にあつては、増築部分が 12,000 m ² 以上、かつ、一般病床数 140 床以上の規模で免震構造のものに限る。)	実施設計業務における管理技術者として従事	6	6
			延床面積 10,000 m ² 以上、かつ、一般病床数 120 床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事の施工実績(増築の場合にあつては、増築部分が 10,000 m ² 以上、かつ、一般病床数 120 床以上のものに限る。)	実施設計業務における管理技術者として従事	5	
				施工業務における監理技術者として従事又は実施設計業務における意匠主任技術者として従事	4	
				施工業務における監理技術者として従事又は実施設計業務における意匠主任技術者として従事	3	
資格	配置予定技術者の所有資格		一級建築士かつ一級建築施工管理技士	2	2	
			一級建築士又は一級建築施工管理技士	1		
監理技術者の能力(本工事)	工事実績	平成20年1月以降に監理技術者若しくは主任技術者として従事した工事完成実績	延床面積 12,000 m ² 以上、かつ、一般病床数 140 床以上の規模で、 <u>免震構造</u> の国内の病院の新築又は増築工事の施工実績(増築の場合にあつては、増築部分が 12,000 m ² 以上、かつ、一般病床数 140 床以上の規模で免震構造のものに限る。)	施工業務における監理技術者として従事	6	6
				施工業務における主任技術者として従事	5	
			延床面積 10,000 m ² 以上、かつ、一般病床数 120 床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事の施工実績(増築の場合にあつては、増築部分が 10,000 m ² 以上、かつ、一般病床数 120 床以上のものに限る。)	施工業務における監理技術者として従事	4	
				施工業務における主任技術者として従事	3	
資格	配置予定技術者の所有資格		一級建築士かつ一級建築施工管理技士	2	2	
			一級建築士又は一級建築施工管理技士	1		
簡易技術提案	(1)実施設計段階の実施方針に関する提案の技術提案書での提案に向けた考え方		優:8 良:4 可:0		8	

評価項目	評価基準	配点	最大 得点
	(2)施工段階の実施方針に関する提案の技術 提案書での提案に向けた考え方	優:8 良:4 可:0	8
	(4) 宍粟市内事業者の活用に関する提案の 技術提案書での提案に向けた考え方	優:8 良:4 可:0	8
配点合計			44

(注) 共同企業体による受注実績の場合、すべての項目について評価の対象となるのは代表構成員としての実績のみに限るものとする。

(別表2) 技術提案等評価項目及び配点表

	評価項目	提案に求める内容	配点		最大 得点	
総合評価で求める項目	実績評価	(別表1)による			20	
	(1) 実施設計段階の実施方針に関する提案	①ECI発注のメリットを活かせる手法について	優:4	良:2	可:0	20
		②技術協力業務者として病院特有の設計品質を確保及び品質向上を実現するための取組について	優:4	良:2	可:0	
		③実施設計段階のコスト増加を抑制するコストコントロール手法について	優:4	良:2	可:0	
		④基本設計内容に対して改善を図る提案について(3項目まで)	優:2	良:1	可:0 (項目ごとに採点:3×2点)	
		⑤脱炭素社会の実現及びその他環境配慮への貢献につながる設計手法について	優:2	良:1	可:0	
	(2) 施工段階の実施方針に関する提案	①工事中のコスト増加を抑制するコストコントロール手法について	優:4	良:2	可:0	21
		②施工を円滑に進めるために行う発注者をはじめ関係者とのコミュニケーション手法について	優:4	良:2	可:0	
		③施工品質を確保するための体制及び手法について	優:4	良:2	可:0	
		④竣工後の建物品質を維持するための提案について	優:4	良:2	可:0	
		⑤別途工事等との調整方法について	優:4	良:2	可:0	
		⑥工事情報の市民への公開方法について	良:1	可:0		
	(3) 工期短縮及び工程遵守に関する提案	4週8閉所を原則とし、法令を遵守し、かつ、品質、安全性を確保した上で工期短縮を実施、実現できる効果的で具体的な取り組みと、その短縮工期の工程表について	1か月以上の短縮	1	1	
			工期短縮をしない、又はできない	0		
	(4) 穴粟市内事業者の活用に関する提案	①1次から3次下請工事の発注など、市内建設事業者を積極的に活用する手法について ②市内企業等からの建材資材、日用品等を調達計画について ③①及び②の履行を確認するための有効なモニタリング手法について	優:2	良:1	可:0	6
			優:2	良:1	可:0	
			優:2	良:1	可:0	
(5) 参加者の企業形態	市内建設業者とJVによる参加	JVによる参加	2	2		
		単体企業による参加	0			
(6) 価格	評価は、VE提案採用後概算工事費で行う。総工事費参考額(総工事費上限額の目安)に対し、85%を限度に最大30点とする。	~30		30		
総合評価点合計					100	

(別表3) 新病院整備工事マスタースケジュール

